平成２５年（フ）第２４１号
札幌市清田区北野４条１丁目８番８号
破産者　河部　哲人
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
群馬県沼田市坊新田町1266番地
破産者　大竹　稔明
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志261番地１
破産者　川野　　登
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３５０号
愛知県豊明市沓掛町丘下12番地１　ユニオンヒルズ丘下802号、従前の住所愛知県豊明市沓掛町切山台２番地
破産者　鍛治　　賢
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８３号
名古屋市南区城下町２丁目16番地の１　ベルベットポー201号
破産者　古川　敏正
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２００号
京都市東山区五条通大橋東入東橋詰町20番地６
破産者　保温工事東海こと　東海　一博
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５４号
広島市安佐南区大塚西７丁目33番12号、住民票上の住所広島市中区舟入川口町５番６号
破産者　児玉　　務
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３３号
大阪府枚方市釈尊寺町３番26号、開始決定時の住所広島県廿日市市六本松２丁目７番９号
破産者　田村　隆司
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９号
山口県宇部市大字車地126番地
破産者　林　　大次
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１７６号
釧路市昭和南３丁目16番26号
破産者　佐藤　幸雄
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３号
神奈川県平塚市上吉沢105番地の１、住民票上の住所神奈川県海老名市大谷南２丁目７番25号
破産者　小島　良幸
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４５号
新潟県新発田市緑町３丁目１番23号、前住所新潟県新発田市緑町２丁目19番11号
破産者　加藤　和則
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１５０号
金沢市北安江１丁目５番２号　フレックス・ハイ602
破産者　竹村　脩二
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９５４号
京都市北区小山下初音町35番地３
破産者　中島　　良
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
岡山県瀬戸内市邑久町豆田178番地１　レオパレスＭＡＲＳ203、開始決定時の住所岡山県倉敷市中島278番地１　サンビレッジ中島Ｂ棟23号
破産者　岩崎　光浩
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
山口県下関市一の宮町２丁目15番１―205号藤田コーポ、前住所山口県下関市秋根南町１丁目６番２―501号　アーデント新下関駅前参番館
破産者　伊村　信代
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７号
山口市鋳銭司3587番地４
破産者　田中　照美
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係